

広域航空消防体制の確立について

消防庁救急救助課

1. はじめに

近年の社会経済の発達は、国民生活に多大な利便をもたらしたが、反面都市化の進展や都市構造の変化、高速交通機関の発達等の中で災害の態様は、年々複雑多様化する傾向にあり、大地震、高層ビル火災、航空機の遭難等ひとたび災害が発生すると、その被害が甚大となる潜在的危険性も増大してきている。そして、この種の災害に対して、ヘリコプターを活用した活動が非常に有効であることは以前から度々指摘されてきている。

また、諸外国の例にみられるように、ヘリコプターを利用して病院収容までの時間を飛躍的に短縮し、救命率を高めるヘリコプター救急の拡大も国民から強く求められている。

このような現状にかんがみると、消防の任務を的確に遂行し、国民の信頼と期待に添えていくためには、上空からの消火や人命の救助、災害状況の把握、ヘリコプターによる救急患者の搬送など、ヘリコプターを活用した消防活動の展開がこれまで以上に要請されるものと考えられる。

既に一部の団体においては、消防分野におけるヘリコプター利用の有効性に着目し、その整備を図り、各種の消防活動に極めて大きな成果を発揮しているところである。

消防庁においても、地震、台風、林野火災

等、個々の市町村の消防機関のみによっては対応することが困難である大規模災害により一層迅速かつ的確に対応するため、他の都道府県に属する市町村からのヘリコプターによる応援要請について「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、ヘリコプターを利用した広域応援の積極的な運用に努めてきたところである。

この要綱の特徴は、

- 1 消防機関の保有するヘリコプターの応援可能区域を明示するとともに、費用負担のルールの明確化を図り、応援要請が行われやすくなったこと
- 2 ヘリコプターの応援を要請する場合のルート、手続き、窓口を明確化し、応援要請が迅速かつ的確に行われるようにしたこと
- 3 ヘリコプターの応援要請を行おうとする市町村において、臨時離発着場の選定、燃料補給体制の確保、離発着に必要な措置等について事前に計画を作成し、必要な事項を消防庁へ届けておくとともに、応援を行おうとする市町村の消防長においても保有ヘリコプターの性能、活動能力等について事前に消防庁に情報を提供しておき、応援要請が円滑に行われるようにしたこと等である。

しかしながら、消防ヘリコプター（消防活動に活用するヘリコプターをいう。以下同

じ。)については、その購入及び維持管理に多額の経費がかかるため、現在、一部の大都市消防本部（東京、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡）において、17機（平成元年3月末現在）が保有されているにすぎず、これらの消防ヘリコプターでは、全国の一部の地域しか有効にカバーできない状況にある。したがって、消防活動へのヘリコプターの利用は、その多くを自衛隊等他機関からの応援に依存している実情にある。

このような状況を受け、消防庁においては、昭和63年2月、「消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方」について、消防審議会に諮問し、本年3月にその基本方針に関する答申を得たところである。

2. 答申の概要

この答申は、消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方に関する今後の基本的な方針を示す形でなされており、ここで示された方針は、今後、各団体において消防ヘリコプターを整備・活用するに際し、基本となるものと考えられる。

また、この答申の内容は、消防ヘリコプターの必要性、その活用分野、広域的運用、配置目標、広域航空消防体制の整備、ヘリコプターに係る財源措置、ヘリコプターの有効活用に必要の諸条件の整備等の項目から構成されている。以下その概要の紹介を行いながら、将来の消防ヘリコプターの姿につき概観することとする。

第一 消防ヘリコプターの必要性

我が国の消防が、災害の複雑多様化、より質の高い消防サービスを求める国民のニーズ等に的確に対応し、国民の信頼と期待に応え

ていくためには、消防ヘリコプターの整備を全国的に推進し、これを活用した消火、人命の救助、救急業務等いわゆる航空消防を積極的に展開していく必要がある。

第二 消防ヘリコプターの活用分野

消防ヘリコプターの活用分野については、特定の消防活動に限定することなく、消火（林野火災における消火等）、人命の救助（高層建築物等における人命の救助）、災害時の情報収集、応急対策用資機材・救援物資の緊急輸送、災害予防（消防活動に必要な事項等の調査）、救急業務（離島、山村、へき地等からの救急患者の搬送）等ヘリコプターの有効性が期待できる消防活動のすべてを対象とすることが適当である。

第三 消防ヘリコプターの広域的運用

ヘリコプターの広域的な活動性能、経済効率性等に配慮して、大都市以外の地域において消防ヘリコプターの整備を進めるに当たっては、広域的な運用を図る仕組みをとることを基本とし、また、大都市等が単独で整備運用する場合にあっても、これまで以上に消防ヘリコプターの広域的な活用に努めることが望まれる。

第四 消防ヘリコプターの配置目標

消防ヘリコプターの全国的な配置のあり方については、救急業務へのヘリコプターの活用に配慮して、その活動半径を一般に50km～70km（ヘリコプター基地から概ね15分前後で到達可能な距離。この半径による活動範囲は概ね都道府県の区域と一致。）と設定し、21世紀初頭には各都道府県の区域に少なくとも一機以上の消防ヘリコプターの配置が整うことを目標とする。このため、今後、約10年間の間に、現有機数に加え、新たに40～50機の

消防ヘリコプターを計画的に整備する必要がある。

第五 広域航空消防体制の整備

地域の中核的消防本部が単独で消防ヘリコプターを整備し、他市町村と応援協定を結ぶという現在とらえている方式に加え、さらにこれを強化した方式、また新しい方式を導入する必要がある。

① 市町村の共同による整備運用方式

これは、市町村が協議会やこれに準じる組織を設置し、共同して消防ヘリコプターを整備、運用する方式である。この方式は、地上の消防との連携協力など現場における消防活動の一体性を確保するうえからも望ましい方式であると考えられるので、市町村は、このような共同方式による広域航空消防体制の整備に積極的に取り組むべきである。

② 都道府県による整備運用方式

地域によっては、市町村の共同方式を進めるうえで中核的な役割を果たす都市がなく、共同方式によることが困難な場合が予想されることから、都道府県が、単独又は市町村と共同し消防ヘリコプターの整備運用を図り、市町村からの要請があった場合には、これを活用して、市町村が行う消火、人命の救助、救急業務を応援する方式である。

③ 地域の実情に応じた整備運用方式の選択

広域航空消防体制の整備を進めていく種々の方式のうち、市町村の共同方式が望ましいと考えられるが、地域の実情は種々異なるので、各地域においては、その実情に適した方式を選択し、広域航空消防体制の整備に積極的に取り組むべきである。

第六 消防ヘリコプターに係る財源措置

消防ヘリコプターの整備及び維持管理に要

する費用に対しては、国としても、国庫補助金の充実強化に努めるほか、新たな財源の創設についての検討も含め、積極的な財源措置を講じていく必要がある。

第七 諸条件の整備

消防ヘリコプターの活用を積極的に推進し、消防活動の迅速性、機動性を高めていくためには、広域航空消防体制の確立とあいまって、離着陸場の整備（特に高層建築物の屋上、高次医療機関等における離着陸場の整備）、消防ヘリコプターの運用要領の作成、広域的な救急システムの整備、夜間飛行対策、ヘリコプター搭乗要員の要請等消防ヘリコプターを有効に活用するための必要な条件の整備を図っていくことが必要である。

3. 今後の方針

消防庁としては、今後、この答申で示された基本方針を踏まえ、全国的な広域航空消防体制を確立するため、当面以下の施策を講じていくこととする。

1 消防ヘリコプター整備等に対する各種財政措置の検討

消防ヘリコプターの整備拡充を図るうえで最も大きな障害は、導入団体の財政的負担である。そこで、これらの財政的負担を緩和するため、整備、維持・管理両面にわたる支援措置及び関連する施設整備に対する財政措置につき検討を行う。

2 消防ヘリコプターの広域的整備運用を図るための仕組みの検討

消防ヘリコプターの整備を全国的に推進するために、市町村が共同して整備運用する際に必要な運行要領を作成指導するとともに、都道府県が消防ヘリコプターを保有、運用す

る場合の市町村消防の原則との調整及び広域
応援体制の整備等について検討する。あわせ
て、都道府県の区域を越えたより広域的な単
位での消防ヘリコプターの保有、活用の仕組
みについて検討する。

4. おわりに

消防活動におけるヘリコプターの利用につ

いては、今後ますますその必要性が増大する
ものと考えられる。

消防ヘリコプターの整備活用については、
消防機関はもとより、各関係団体においても、
消防審議会答申の考え方及びこれに基づく消
防庁の今後の諸施策に御理解をいただき、一
層の取り組みをお願いするものである。

「地域防災計画の作成・見直し」 業務受託のご案内

地域防災計画の作成・見直しにあたってお悩みではありませんか？

当センターでは、これまで全国の都道府県、市町村の防災計画や関連資料を
収集、検討し、計画策定マニュアルを作成しご提供してまいりました。

このような経験と資料を生かし、皆様の防災計画の作成・見直しのお手伝い
をできるよう、次のようにご相談をお受け致しております。

- ① 現行計画の問題点と見直しのポイントの
調査、助言
- ② 計画策定にあたっての基本計画、基本方
針の提案、策定
- ③ 計画策定に必要な防災アセスメント調査
- ④ 応急対策活動実施要領(活動マニュアル)
の作成
- ⑤ 地区別防災カルテの作成
- ⑥ 過去の災害時における問題点、教訓の反
映方策についての提案

また、必要に応じ原稿作成、印刷を含めた全面的な作成・見直し業務もお受
けいたします。

ご相談、お問い合わせは、次のところまでお気軽にどうぞ。

財団法人 消防科学総合センター

〒181 東京都三鷹市中原3-14-1

電話 0422-49-1113 (調査研究課 石山、日野、伊藤)